

陳 述 書

2017年9月27日

児 玉 正 人

私は、大飯・高浜原発から30キロ圏内にかかる京都府南丹市の住民です。大飯原発が来年1月にも再稼働されようとしている今、裁判長に3点申し上げます。

第1は、原子力規制委員会が、自らたてた「国民への誓い」を投げ捨てたということです。規制委員会は2012年9月、発足にあたって、「国民の安全を第一に」、原子力行政の信頼回復に努めると誓いました。また、田中俊一初代委員長は「厳格な安全規制と、実効性のある避難計画は車の両輪である」と明言しました。

しかしその後は、一方では「審査に通ったからと言って安全だとは申しあげない」と言い、他方では、避難計画を審査の対象から外して次々に再稼働を認めてきたのです。安全の両輪はいまや2輪とも外れています。

第2に、今作られている避難計画は、実効性のない机上の空論です。

南丹市では、おおい町に接する美山町住民約4,000人全員が避難対象となります。美山町の面積は340km²で名古屋市よりも大きく、大阪市の1.5倍広く、東京山手線の内側面積の約7倍に当たります。

広大な町内の山間地区では携帯電話が通じないところがあり、山村であることから野外作業も多いため、事故情報が届かない住民が出ます。

また、30キロ圏の住民は、まず屋内退避とされ、線量が平時の1万倍を下回ればすみやかな避難は許されません。さらに、避難指示が出る環境下でも、美山町住民の避難ルートを福井県が優先的に使う『段階的避難のルール』により、福井県民の避難が済むまでさらに待機させられます。

安定ヨウ素剤は、実際に避難が始まり4カ所の避難集結所にたどり着いてはじめて支給されるのですから、服用前に被曝することは明らかです。

さらに、このたびの台風18号でも南丹市のうち美山町にだけ土砂災害警戒情報が出たように災害危険区域が多く、道幅が狭く、行き違い困難な道路も避難を妨げます。また、美山は多雪地帯で、自宅から市道までは個人による除雪が欠かせず、高齢化した山村では避難困難、もしくは大幅に遅れます。

また、避難に必要な約100台のバスをどう確保するのか、1ミリシーベルト以下という法的制約のもとで運転員をどう確保するのか、障がい者の避難も含めて何ら具体性はありません。

大飯原発で複合災害が発生する場合、震源は高浜原発と共通であり、同時発

災が憂慮されるのに、単発事故の想定に終始しています。総合的な避難計画が策定されないまま再稼働が許されていいのでしょうか。

昨年4月の熊本地震では、震度7の地震が2度発生し、死者の80%は、2回目の揺れによるものでした。複合災害の場合、倒壊の恐れがあり、歪んだ力所から放射線が入りこむのに、屋内退避を主な柱とした避難計画は、住民に無用な被曝を強制し、場合によっては倒壊による死をもたらす有害な計画です。

さらに30キロ圏外は、避難先も安定ヨウ素剤の備蓄もなく、無防備のままです。

第3点、美山町でも深刻な過疎化が進行し、近くに原発があり再稼働するというだけで、新規の移住者を迎えることが難しくなっています。「日本の原風景」として『重要伝統的建造物群保存地区』に指定された美山町のかやぶき集落は、茅葺きという特性から除染は不可能で、事故が起これば美山町は最大の観光資源も失い、一挙に廃村の危機に瀕することは疑う余地がありません。

京都府のほぼ6割が原発から50キロ圏に入っており、各宗派の総本山、世界遺産や国宝も被ばくして、宗教都市、観光都市である京都市も成り立たなくなります。

京都府の避難人口は福井県よりはるかに多いのに、再稼働の判断では排除しておきながら、事故が起これば避難を後回しにされるという「避難計画」は、実効性が無いばかりか著しく公正を欠いたもので、公序良俗に反するものです。

関電という一事業者の利益と、原発が落とす交付税や固定資産税に依存する「立地自治体」のために、故郷やかけがえのない文化遺産を失う近隣自治体住民として、その不合理性に甘んじることは断じてできません。

厳正、公正、安全の側に立った判決を心よりお願いします。

大阪市の面積 223 km² 名古屋市 326.4 km² 美山町 340.5 km²